

「海外研究者招へい事業 (STeP JAPAN)」
2026 年度海外招へい研究者受入機関 再公募要項

2025年10月31日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
スタートアップ支援部

【受付期間】

2025年10月31日(金)～2025年12月1日(月) 正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

■Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4. 提出期限及び提出先(4)提出書類）のアップロードを行ってください。

＜Web 入力フォーム＞

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/fzbwf6zbush9>

■他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。

■提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。

■再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

■アップロードするファイルは、一つのzip ファイルにまとめてください。

【留意事項】

■登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。

■入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。

■通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

2026年度NEDO海外招へい研究者受入機関 再公募要項

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2026年度海外研究者招へい事業（STeP JAPAN: Science and Technology Fellowship Program for JAPAN）（以下「STeP JAPAN」という。）により、海外招へい研究者の受入機関を、以下の要領にて再募集いたします。

1. STeP JAPANの趣旨

日本国内において民間が実施する鉱工業基盤技術^(注1)の研究を支援すること、また、当該分野の国際研究協力を積極的に推進し、世界の科学技術の進歩及び経済の発展に寄与することを目的として、鉱工業基盤技術に関する試験研究に携わる海外の研究者を我が国に招へいします。なお、助成金は、我が国の個人や法人の方々のご寄付による公益信託資金（信託が受託し運用）の運用益から支出されています。

^(注1)「鉱工業基盤技術」とは鉱業及び工業の技術のうち経済産業省の所掌に係るものであって国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するものをいいます。

2. STeP JAPANの概要

鉱工業基盤技術の研究にあたり、海外から来日する研究者（以下「招へい研究者」という。）を受け入れて共同研究を実施する国内の民間企業（以下「受入機関」という。）をNEDOが募集します。受入機関は、招へいしようとする研究者及び研究のテーマ、その他必要事項を記載した提案書類をNEDOに提出します。

NEDOでは、提案を外部有識者から構成される審査委員会において評価・審査し、その結果に基づき優れた提案を採択します。採択された招へい案件については、NEDOから招へい研究者に対し、定められた給費条件・支給方法で渡航費、滞在費等の招へい費用を支給します。なお、本事業は研究費用を支弁するものではありませんのでご留意ください。

3. 提案要領

(1) 提案資格

提案者は、鉱工業基盤技術に関する試験研究を共同して行うために海外研究者の受入を希望する国内の民間企業^(注2)とします。尚、民間企業が応募者で、民間の基盤技術の向上に有効と認められれば民間企業以外の研究機関、大学等と共同研究、関連施設の利用が可能です。

^(注2)「民間企業」とは、行政機関や独立行政法人などの公的機関に属せずに経営をする企業であり、以下の組織やそれに属す組織は対象外です。

（対象外）国、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人、特別認可法人、公設試験研究機関、大学等学術研究機関、学校法人。

(2) 招へい研究者の要件

提案者が受け入れよう并希望する研究者は、次の各号のいずれにも該当する者であることが必要です。

- ① 受入機関において、一定期間（原則12ヶ月以内）研究することが可能である者。なお、招へい開始は、2026年度内とします。
- ② 鉱工業基盤技術に関し優れた識見を有する者であって、我が国の博士号に相当する学位を有する者、又はこれと同等の研究能力を有すると認められる者。
- ③ 外国籍の研究者、もしくは外国におおむね10年以上在住の日本国籍を有し当該国の学界で活躍している研究者。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って、提案書を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限

2025年12月1日（月）正午 アップロード完了

(2) 提出先 Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/fzbwf6zbush9>

(3) 提出方法

「(2) 提出先 Web 入力フォーム」で以下の①～⑪を入力いただき、⑫をアップロードしてください。アップロードするファイルを提出書類毎に作成し、一つのzip ファイルにまとめてください。

■入力項目

- ①研究テーマ名（和文）
- ②研究テーマ名（英文）
- ③受入機関法人番号（13桁）
- ④受入機関法人名称
- ⑤受入機関連絡担当者氏名
- ⑥受入機関連絡担当者職名
- ⑦受入機関連絡担当者所属部署
- ⑧受入機関連絡担当者所属住所
- ⑨受入機関連絡担当者電話番号
- ⑩受入機関連絡担当者Eメールアドレス
- ⑪初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- ⑫提出書類（「(4) 提出書類」のアップロード）

(4) 提出書類

1. 海外招へい研究者受入提案書	(別添) 提案様式 (様式1)
2. 海外招へい研究者受入希望説明書	(別添) 提案様式 (様式2)
3. 招へい研究者調書	(別添) 提案様式 (様式3)
4. 関連する論文のコピー (10枚程度まで)	
5. 受入機関 (民間企業) の概要	(別添) 提案様式 (様式4)
6. 確約書 (招へい者所属機関名で作成、様式自由)	
7. 会社案内等	
8. 決算書類 (直近3年分)	

(5) 提出にあたっての留意事項

- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

- 提出された提案書を受理した際には受入機関連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。
- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受付けません。
- 締め切りまでに提出されなかった提案書類は、如何なる理由があろうと無効となります。無効となった提案書その他の書類は、NEDOにて破棄させていただきます。
- 受理された書類は、原則として返却いたしませんのでご了承ください。
- 指定された部分以外は日本語で作成してください。提案書には、通しページ番号を付してください。
- 提案書類の提出後、提案者側の都合によりその内容を変更又は補充することは原則として認められません。
- 提案書類を提出頂いた後、NEDOから提案者に対し、追加資料の提出を求める場合があります。

5. 採択された場合の助成金給費条件、遵守事項等

(1) 助成金給費条件

招へい研究者のクラスに応じ、「別表（2026年度海外研究者招へい事業 給費条件及び支給方法）」の給費条件により助成金を支給します。なお、招へい研究者のクラスは、審議委員会の審査結果に基づいて決定されます。

クラスA: 優れた研究業績を有する研究者又は高度な専門知識を有する者（例えば、大学教授、又はこれに準ずる職位にある研究者。准教授クラスの職位であっても、優れた業績のある研究者。）

クラスB: 上記以外の研究者又は専門知識を有する者。

(2) 招へい研究者の遵守事項

招へい研究者には、次の各号に掲げる事項を遵守していただきます。

- 招へい期間中は、招へいの目的である研究計画以外の活動を行わないこと。
- 招へい期間中は、日本国法令を遵守するとともに、受入機関の規則及びその指示に従うこと。
- 研究計画の変更を要する事態が発生した場合は、速やかに受入機関と協議すること。
- 招へい期間を変更する場合または招へい期間中に一時出国する場合には、短縮日数分又は一時出国の日数の滞在費等を減額されても異議を唱えないこと。
ただし、受入機関と連名により国際会議で発表するための短期の出国等の場合であって、NEDOが認めるときは、滞在費の減額を行わない。
- 招へい期間中に得た研究成果の取扱いについては、受入機関と招へい研究者の間で協議のうえ決定すること。
- 招へい期間中に、招へいに関して問題が生じた場合には受入機関と招へい研究者間で誠実に協議し、問題の解決を図ること。
- 帰国に先立ち、受入機関から指示された時期までに研究報告書を受入機関に提出すること。

(3) 受入機関の遵守事項

受入機関には、次の各号に掲げる事項を遵守していただきます。

- 採択された場合は速やかに招へい研究者に通知し、招へいを受け入れることを確認する等招へい研究者等との意思疎通を行い、辞退のないようにすること。
- 研究計画の変更を要する事態が発生した場合は、速やかにNEDOに対して通報するとともに、研究計画変更申請書をNEDOに提出（軽微な変更の場合を除く。）し、その指導・指示に従うこと。
- 来日までの招へい研究者との調整、空港への送迎、宿舎確保その他招へい研究者への支援を責任を持って行うこと。

- 招へい期間中に得た研究成果の取扱いについては、受入機関と招へい研究者の間で協議のうえ、決定すること。
- 招へい期間中に、招へいに関して問題が生じた場合には、受入機関の責務によることとして、招へい研究者と誠実に協議のうえ、解決を図るものとし、必要と認められる場合にはNEDOに連絡してその指示に従うこと。
- 招へい研究者から研究報告書を受けたうえ、これを含めた研究成果報告書を招へい研究者の帰国時までに取りまとめてNEDOに提出すること。

6. 招へい規模

2026年度事業の招へい枠及び個々の招へいにおける招へい期間は、原則として1機関1名につき12ヶ月以内です。

7. 選考と通知

(1) 評価・審査

提案に対しては、NEDOが設置する外部有識者から構成される審査委員会において、以下の審査基準によって評価・審査を行います。必要に応じてヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。

選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

① 招へい研究者の適格性

- ・ 提案基盤技術研究または鉱工業技術に関して優れた見識を有すること
- ・ 我が国の博士号に相当する学位を有するか、又は、これと同等の研究能力を有すると認められること

② 受入機関の適格性

- ・ 基盤技術又は鉱工業技術に関する試験研究を行う国内の民間企業であること
- ・ 当該海外研究者と共同で研究開発を行うこと
- ・ 当該海外研究者の適切な受入体制が構築されていること

③ 研究内容の評価指針

- ・ 当該研究の基盤技術強化への貢献度
- ・ 当該研究成果の活用に関する方向性

(2) 採択案件の決定

NEDOでは、審査委員会の審査結果に基づいて、2026年度招へい事業の採択案件を決定します。

なお、応募状況等によっては、招へい期間をご提案より短縮していただくことがあります。

(3) 選考結果の通知

選考結果（不採択の場合を含む）は、文書をもって提案者に通知します。

採択にあたって条件が付けられた場合には、通知文に条件を明記して通知します。

通知は、2026年2月中旬までに行う予定です。

8. 事後評価

招へい終了後、審議委員会により事後評価を受けます。評価結果は受入機関の責任者へ報告します。

9. 留意事項

(1) 不正行為への対応

提案内容の虚偽等、不当・不正な行為・手段が判明した場合、採択決定後であっても採択決定を無効とし、事実の公表等を行うことがあります。

(2) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型※に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

- また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります※。本助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時まで、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

※ 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

(3) 個人情報等の取扱等

- NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガ

イドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。

- 提案書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及びNEDOの「個人情報保護管理規程」に基づき厳重に管理し、本プログラムの業務遂行のためにのみ利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）します。
- 招へい研究者の氏名・国籍・所属機関名、研究課題名、受入機関、受入責任者の氏名が公表されることがあります。予めご了承ください。

(4) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

(a) 特許出願の非公開に関する制度

助成事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下、「経済安全保障推進法」という）に基づく特許出願の非公開制度（令和6年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条及び第75条）。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第78条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。

特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

＜特許出願の非公開に関する制度＞

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

(b) 同制度に伴うNEDOへの技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則としてNEDOに提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等からNEDOが求めた場合には、NEDOが指定する方法で提示する必要があります。

(5) 招へいの成果に係わるお願い

本事業は招へいによる研究交流又は共同研究の具体的成果を目標とします。

そこで招へい期間中及び終了後の共著論文、外部への研究発表、共同研究契約等がより一層図られますようご留意のうえ、共同研究活動を実施されるようお願いいたします。また、招へい期間終了後の招へい成果の把握につきましてもご協力をお願いいたします。

10. 問い合わせ先

個別のお問い合わせや応募相談については、随時受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

〒212-8554

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番ミューザ川崎セントラルタワー
スタートアップ支援部 海外研究者招へい事業 事務局
STeP_JAPAN@m1.nedo.go.jp

11. スケジュール

再公募から招へい開始までのスケジュールは概ね以下を予定しています。

2025年10月31日： 再公募開始

2025年12月1日： 再公募締め切り

2026年2月： 採択決定

2026年4月以降： 招へい開始

12. その他

NEDO 公式 SNS (<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>) をフォローいただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時 SNS で確認できます。

以上